

計三部を調製すること（各紙共全葉のもの）

二 表中○内には現、召、採、徴を区分記入すること。

三 軍属船員（○船委）は別紙とし、なお欄外右肩に「軍属船員」と表記すること。

四 表中履歴欄には有るものに対し○印を附すること。

(ロ) 本名簿には復員したもの、未復員のもの、死歿したもの等一切を登録することとし従来の現況名簿、死歿者名簿は調製するに及ばない。

(ハ) 在籍残務処理部は本名簿第三号を調製しその二部（硬質紙のもの）を処理擔当庁に移管する。

(ニ) 名簿調製移管後における修正事項はその都度処理擔当庁で補正する。

(ホ) 処理擔当庁は左例のように編綴表記し保管する。

在籍者名簿（朝鮮出身軍人

名）

何 地方復員残務処理部長

(1) 処理擔当庁は五十音別索引簿を備へ整理の便宜を計るためこれに登録保管する。

(1) 本名簿調製上の注意

(1) 軍属船員（○船員）は「遺骨」欄に海運局または運管会等の引渡先を明記すること。

(2) 右以外の者に対する遺骨欄には左の区分に従いその処置を明記すること。

(A) 内地で伝達したものの「例」 「骨」または「壘」長崎。

(B) 本国に還送したものの「例」 「骨」または「壘」還送または「骨なし」還送。

(C) 受取人不明のもの「例」 「骨」または「壘」保管中同は「骨なし」。

(3) 遺留品欄の処理について前項に進じて明記すること。

(4) 在籍者名簿に添附する書類その他

(1) 軍人軍属履歴原表（実在のもの、特に複製しない）

(2) 死破認定者の認定資料

- (3) 死亡診断書、死体検案書等
- (4) 所轄からの事故報告（死歿、逃亡、行方不明等の報告書類）
- (5) 調査究明資料（究明、調査、未復員届、戦友からの申告等）
- (6) 死歿者公報の控
- (7) 死歿者名簿または死歿者「カード」等（実在のもの）
- (8) 功績「カード」（中央保管のものを除く）
- (9) 前各号以外に保有するもの一切
- (10) 添附要領は次のようにする。
  - (A) 在籍者名簿の順序に編綴できないものはその順序とし、表（裏）紙を附し綴込み書類名を表記する。
  - (B) 在籍者名簿の順序に編綴できないものは表（裏）紙を附し綴込み書類を表記し「順序不整」と明記しておく。
- (11) 移管当時なお未還送の遺骨、遺留品等
  - (A) 従前の例により死歿者名簿、遺骨名簿、遺留品送付表を製して遺漏のないようにして移管する。
  - (B) 引渡人不明のもの等一切を含める。

三 傷病者名簿

(イ) 本名簿は出身地別軍人、軍属別に各別紙に調製する。  
 (ロ) 本名簿には今次戦争開始以来疾病に罹りまたは負傷し身体に障  
 を貽し所定の給付を得たもの、所定の給付を得なかつたもので現  
 に判明しているものを調査登載する。

(ハ) 在籍職務処理部は左の様式による傷病名簿三部を調製し、その二  
 部を処理増当庁に移管する。移管後における修正事項は処理増当庁  
 で補正する。

所 在 籍 分	氏 名 (生年月日)	復 員 の 状 況	受 傷 病 療 養 救 恤 の 概 要	給 付 の 種 類 及 び そ の 金 額	本 籍 地 (現 住 所)

(ニ) 処理増当庁は左例のように編綴表記し保管する。

傷病者名簿（朝鮮出身軍属

名）

河地方復員残務処理部

(甲) 処理擔当庁は五十番別索引簿を備え将来の便宜を計るためこれに

登載保管する。

(乙) 参考事項

(1) 調査対象の範囲は既述の次該当者とする。

(a) 傷病恩給有資格者

(b) 療養費受給資格者

(c) 障害一時金有資格者

(2) 傷病恩給

元軍人の傷病恩給については昭和二十一年勅令第六十八号によりて当然恩給が給付されるのであるから資格者はこの際恩給申請せず

しめられたい但し外地へ帰つてしまつた者については規定はせらるるか  
今の処支給する途がない（以上恩給局の見解）

(3) 災害給与（障害一時金、療養費）

未復員者給与法による災害給与は内地在住者には適用されるが本國  
還者には適用されない。

但し外地帰還者の有資格者を調査記録しておくことは将来のため適切  
な措置である。

(4) 傷病者名簿に添付する書類等

- (1) 傷病恩給関係書類
- (2) 公務傷病証明書類
- (3) 退職当時の診断書
- (4) 災害給与支払に関する書類
- (5) 前各号以外に必要と認むる一切の書類
- (6) 編綴要領は第一号(ア)の(b)に準ずる。

諸給与金等（遺留金を含む）の記録

(4) 人事処理の完結に伴い給与処理の完結したものの記録

(1) 在籍残務処理部は現実に供託した者（沖繩財団払込を含む）

(2) につき各個人別に左の様式による諸給与金供託（払込）目録四

通を調製し、出身地<sup>別</sup>五十音別に編綴表紙を附し諸給与金供託（払込）

目録と表記の上その一部を第二復員残務処理部に、その二部を処理

担当庁に移管する。

但し移管後の修正事項は処理担当庁で補正する。



(2) 処理擔当庁は五十音別索引簿を備え将来の抽出の便宜を計るためこれに登載保管する。

(3) 処理擔当庁においては目録に実番号を附し在籍者名簿の給与事項に記入し対照に便ならしめる。

(4) 在籍処理部は本人給与遺族給与に対し既に精算の上本人または遺族に支給済のものについては左の様式に依る諸給与金完結者名簿、三通を調製してこれを前項(1)の要領に依つて処理擔当庁に移管する。処理擔当庁は前項(2)及び(3)の要領に依つて処理保管する。

(ロ) 人事処理未了の者及び人事処理完結のものでも給与処理未了のもの  
の記録。

(1) 在籍残務処理部は次の給与未処理者に対する所稟の書類を調製しこれを処理擔当庁に移管する。

(a) 給与を処理したことあるものについては別紙様式による給

与移牒「カード」を調製する。

(b) 給与未処理のもの及び処理状況の確認できないものについては、左の様式による「未給与者名簿」を調製する。

何 残 務 処 理 部

未給与者名簿

所轄	身分等級	本人氏名	受取人氏名	記 事

(c) 家族渡実施中の者は通列の家族渡の移際に進じたものを調製する。

(2) 各残務処理部において移管に関係ある残務整理報告その他の資料があれば移管または供覧する。

何 残 務 処 理 部

所轄	身分等級	本人氏名	記 事



#### 四 遺骨、遺用品等本国還送

(イ) 遺骨及び遺用品は本国に還送する。但し還送業務は処置擔当庁の責任でこれを実施する。

(ロ) 遺用品は贈与金と一語に供託の準備をする。但し小額で遺用品と認め得る程度のものは遺用品として還送して差支ない。

(ハ) 貯金通帳は、原簿保管庁に移管する。

(ニ) 還送に関する連合軍当局との交渉は中央においてこれを行う。

(ホ) 輸送要領及び添付書類等は昭和二十六年十二月十日復第一四号外地出身者の死亡公表遺骨遺用品送付要領による（二六一三二一復二〇八三七号附）。

#### (ニ) 附則事項

(イ) 外地出身死歿者に対する戸籍抹消の依頼は次のように処置する。

(a) 外地出身の元海軍軍人軍属で死歿したものに對する戸籍抹消は日本における戸籍法適用の範囲外であるので遺骨等現地還送の際、

死歿者名簿を現地戸籍事務管掌者と認めらるる本籍地（内地における市区町村長該当者宛）へ送付して戸籍処理を依頼する。

(b) 遺族が内地に居住しているものについては便宜発行庁名を遺族現住所の府県知事名とし宛名を前項に同じとしたものを遺族に交付し本国と連絡出来次第本紙利用により抹消手続を行わねたい旨を記する。なお死歿公報（挨拶状）の発行庁名も前項に同じとする。

(2) 樺太、千島等出身死歿者の遺族が内地に転籍したものに對しては、族が転籍した地方の知事所定名義を以て公報を發布することが適當である。

(3) 沖繩及び大島出身死歿者を本国に還送するときは次の書式によつて死亡報告及び死亡状況各一部を添付する。

姓名

昭和 年

月 日

何々 残務処理部長何某

印

本籍地市区町村長 殿

元海軍軍人(軍属)死亡の件報告

元海軍軍人(軍属)左記の通り死亡されたから報告します

記

一本 籍

三氏 各

三生 年 月 日

同戸主の氏名及び戸主との続柄

三官 職

六死亡年月日時

七死亡の場所

八死亡の事由

死 状 状 況

所 轄 官 廳

氏 名

名

死没状況(詳細に記入すること)

其 外地の関係機関に引継ぐ豫定の書類

- (イ) 本書類は処理繕当庁で準備する。
- (ロ) 準備書類は次のものとする。

区分	引継先	中央	外地機関	計
在籍者名簿 (五十音別索引名簿含む)	/	/	/	3
傷病者名簿	/	/	/	3
死亡の事実を証する 公の書類	在籍者名簿に明記する場合は特に調製するに反しない。 /	在籍者名簿に明記する場合は特に調製するに反しない。 /	在籍者名簿に明記する場合は特に調製するに反しない。 /	3
現況不明者詞書	/	/	/	3
諸給与・金等供託払込目録 (五十音別索引名簿含む)	/	/	/	2
引継ぐ当時なお未還送の遺骨・遺留品・死殺者名簿 (現品準備)	死殺者名簿 /	死殺者名簿 /	3	4

備考)

- 一、中央より指示するまで処理擔当庁で保管補正すること。
- 二、中央用は処理擔当庁保管の原本である、これは後継庁に引継ぐものであるから関係書類を的確明瞭に整理して摘出引用に便なるようにして本表名簿等の補助書類として添付すること。